

## AMAT隊員の資格更新につきまして

### 1. はじめに

「AMAT隊員」としての技能の維持・向上を図るために更新制度を設けています。

### 2. 認定期間について

「AMAT隊員」の認定期間は受講修了後5年間となっており、認定期間を過ぎた場合、認定は失効し、本名称を使用することはできません。

異動等で所属先の変更があった場合には下記の事務局に連絡をお願いいたします。

### 3. 継続認定について

以下のいずれかの方法により、認定期間内に5単位以上履修された方には、新たに隊員登録証を継続発行いたします。

- ①実災害に医療支援班として出動 (5単位)
- ②都道府県及び全日病、病院が主催する防災訓練に参加  
(主催の場合は5単位、参加のみの場合は3単位)
- ③全日本病院協会主催「災害時病院管理者等の役割研修」への参加 (2単位)
- ④全日本病院学会 救急・防災委員会企画に参加 (2単位)
- ⑤自院で防災訓練を実施し、そのレポートを提出 (2単位)

#### < 手続方法 >

- ①②③の場合は、出動及び参加が確認できる資料をお送りください。
- ④の場合は、参加証などの本人の参加が確認できるものを全日病事務局へ郵送又はFAXでお送りください。平成30年度以降については救急・防災委員会企画にて配布する参加証をお送りください。
- ⑤の場合は、訓練の概要及びレポートを全日病事務局へ郵送又はFAXでお送りください。

### 4. 猶予期間について

平成30年度～平成32年度にて認定期間が切れる方については平成33年度までの猶予期間(平成34年3月31日まで)を設けます。

### 5. 隊員登録証の送付時期について

5単位を取得された方には更新年度の2月頃に隊員登録証の送付を予定しています。

### 6. 登録情報について

登録情報に変更がある場合は速やかに下記事務局までご連絡下さい。

### 7. 個人情報について

個人情報は適切に処理し、AMATに関する目的以外には使用いたしません。

#### 【問合せ先】

公益社団法人全日本病院協会事務局 AMAT研修担当  
〒101-8378 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 住友不動産猿楽町ビル7階  
TEL 03-5283-7441 FAX 03-5283-7444 Eメール mukai@ajha.or.jp